

原油価格又は物価の高騰に伴う電力ガス等の価格高騰に

直面している事業者の皆様へ補助金を交付します！

町では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格又は物価の高騰に伴う電力ガス等の価格高騰により更なる経済的負担を強いられている町内事業者等を支援するため、甲佐町電力ガス等価格高騰重点支援事業補助金を交付します。

①補助金の交付対象者

- (1) 町内に事業所を有し、事業を営む個人事業者
 - (2) 町内に本社若しくは事業所を有し、事業を営む法人又は町内に事業所等を有する団体
- ただし、次の事項に該当する者を除く
- 事業収入額が500,000円未満の個人事業者
 - 事業収入額が1,000,000円未満の法人

②補助金の額

- 個人事業者：40,000円 ○法人：80,000円
- ※補助金の交付は1事業者につき1回限りとします。

③補助金の交付申請に必要な書類

【個人事業者の場合】

- ① 甲佐町価格高騰重点支援事業補助金交付申請書
- ② 令和4年税申告に係る書類(確定申告書)または町内に事業所があることが確認できる書類の写し
- ③ 直近の市町村税の納税証明書

【法人の場合】

- ① 甲佐町価格高騰重点支援事業補助金交付申請書
 - ② 法人登記簿謄本、定款・規約等その他これらに準ずる書類及び令和4年税申告に係る書類(確定申告書)又は直近の決算書の写し
 - ③ 直近の法人市町村税納税証明書及び代表者の市町村税納税証明書
 - ④ 事業所が同一建物内又は同一敷地内に複数ある場合は、事業者ごとに電力ガス等の支払いが確認できる書類の写し
- ※甲佐町価格高騰重点支援事業補助金交付申請書様式は、町公式ホームページに掲載しております。

※申請書提出期限：令和5年10月31日(火)

(注)農政課が別途実施している「甲佐町価格高騰重点支援事業補助金」の交付対象となる方は本補助金の交付対象外となります。

【お問い合わせ先】甲佐町 企画課 商工観光係 234-1154(直通)